

春日井市高齢者健康診断書料助成交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の高齢者福祉サービス事業及び介護保険サービスを利用する際に提出する医師の健康診断書に係る料金(以下「健康診断書料」という。)の一部を助成することにより、経済的負担の軽減及び利用の促進を図ることについて必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象となる者は、次のいずれかに該当する者で、その者が利用する事業を実施する事業所から健康診断書の提出を求められたもののうち、全ての世帯員の健康診断書料を助成する年度(健康診断書料を助成する月が4月又は5月である場合にあつては、前年度)分の市民税が非課税である世帯に属するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者を除く。

- (1) 市内に住所を有する者であつて、次のいずれかの事業を利用しようとするもの
 - ア 生活支援ショートステイ事業
 - イ 生活支援ハウス運営事業
 - ウ その他市長が必要と認める事業
- (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項又は第11条第1項に定める市の措置を受けようとする者
- (3) 市の介護保険被保険者であつて、次のいずれかのサービスを利用するもの
 - ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項に定める居宅サービス
 - イ 介護保険法第8条第14項に定める地域密着型サービス
 - ウ 介護保険法第8条第26項に定める施設サービス
 - エ 介護保険法第8条の2第1項に定める介護予防サービス

オ 介護保険法第8条の2第12項に定める地域密着型介護予防サービス

2 助成申請は、健康診断書料を支払った日から2年を経過したときはこれを行うことができない。

(助成額)

第3条 助成の額は、10,000円とする。ただし、健康診断書料が10,000円に満たない場合は、その額とする。

2 前項の助成額に100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(申請の方法)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者健康診断書料助成申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 健康診断書の写し

(2) 領収書

2 前項の規定により添付すべき健康診断書は、市長が別に定める。ただし、申請者が第2条第1項第2号に掲げる措置を受ける者であるとき又は同項第3号に掲げるサービスを利用しようとする者であるときは、この限りではない。

3 助成申請は、当該年度に1回を限度とする。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成を決定したときは、高齢者健康診断書料助成決定通知書（第2号様式）により、申請を却下したときは、高齢者健康診断書料助成却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 助成金は、前条の規定による助成の決定を受けた者の請求に基づいて交付する。

(不正利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段等により助成金の支給を受けていた者が
あるときは、助成の決定を取り消し、既に支給された助成金の全部又は一部を
返還させることがある。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定めるものとす
る。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に本則各号に掲げる要綱の規定に基づいて調製され
ている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の
訂正をして使用することがある。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に本則各号に掲げる要綱の規定に基づいて調製され

ている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市高齢者健康診断書料助成交付要綱の規定は、平成24年4月1日以後の事業又はサービスの利用に係るものについて適用し、同日前の事業又はサービスの利用に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正の際、改正前の春日井市高齢者健康診断書料助成交付要綱の規定に基づいて調整されている用紙類は、改正後の春日井市高齢者健康診断書料助成交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市高齢者健康診断書料助成交付要綱の規定は、平成26年4月1日以後の事業又はサービスの利用に係るものについて適用し、同日前の事業又はサービスの利用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市高齢者健康診断書料助成交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高齢者健康診断書料助成交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をし

て使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年9月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市高齢者健康診断書料助成交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市高齢者健康診断書料助成交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。